

天皇陛下の退位・即位に便乗した商法

「天皇陛下の退位を記念して作成した皇室写真集を買いませんか」と電話勧誘を受けました。断ったつもりでしたが、後日、写真集が高額な請求書とともに送られてきました。どうしたらいいでしょうか。

Q

天皇陛下の退位・即位に便乗して、皇室関係の写真集、カレンダーのほか、掛け軸や仏像などの購入を勧誘されたという相談が寄せられています。

注文していないのに送りつけられたものであれば、受け取りや代金を支払う義務はありません。代引き配達で商品が届いた場合には、受取保留をするなどして確認しましょう。

また、電話で勧誘された場合でも、契約書受領後8日以内であれば、クーリング・オフ（無条件解約）ができます。

同様の手口にあった場合は、まずは早めに消費生活相談窓口にご相談ください。

A

5月の消費生活相談（専門相談員による面談）

西濃6町のどこでも相談ができます（予約優先）。各会場とも午前10時～正午、午後1時～3時です。

相談会場	専門相談員配置日	電話番号
垂井町	5/7(火)、21(火)	22-1151
関ヶ原町	5/14(火)、28(火)	43-0070
養老町	5/10(金)、20(月)	32-1108

相談会場	専門相談員配置日	電話番号
神戸町	5/13(月)、27(月)	27-3111
輪之内町	5/16(木)、30(木)	68-0185
安八町	5/9(木)、23(木)	64-3111

問合せ／企画調整課 生活安全係